

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

健康推進課

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
 - 知事指定薬物の指定の失効
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 境界地の道路の管理
- 【公告】
- 訪問販売に関する業務の停止
 - 公共測量の実施
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

医薬安全課

長寿社会課

道路整備課

〃

くらし安全安心課

監理課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第三十四号の二中

申請者 (精神 障害者 本人)	氏名	⑤	生 年 月 日	年 月 日
	住所		電話 () -	

を

申請者 (精神 障害者 本人)	氏名	⑤	生 年 月 日	年 月 日
	住所		電話 () -	
個人 番号	⑥			

⑤を

「住所

」を

様式第三十六号中 現行の手帳番号 を 個人番号 に改める。

「 現行の手帳番号」

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第七号の二及び様式第二十七号の二中「60日」を「3月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条及び次項の規定は平成二十八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

アイン薬局倉敷駅前店

倉敷市寿町一―二六マツダパーキングビル一階

平成二十七年十一月一日

やたの薬局

倉敷市真備町箭田一―二八―四

平成二十七年十二月一日

◎岡山県告示第六百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

アイン薬局倉敷駅前店

倉敷市寿町一―二六マツダパーキングビル一階

平成二十七年十月三十一日

◎岡山県告示第六百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

社会医療法人清風会湯郷ファミリークリニック

美作市湯郷八一五―六

平成二十七年十二月一日

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

◎岡山県告示第六百八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一（二・三）ジヒドロベンゾフラン一五（イル）一N（メチルプロパン）二（アミン）（通称名五（MAPDB））及びその塩類
- 2 「一（四）フルオロベンジル）一（H）インドール一三（イル）」（ナフトアレノール）メタノン（通称名FUBJWH一〇一八）及びその塩類
- 3 N（四）フルオロフェニル）一N「一（二）フェネチル）ピペリジン一四（イル）」ブタナミド（通称名p（fluorobutyrylfentanyl））及びその塩類
- 4 N（一）アミノ一三（メチル）一（オキソブタン）二（イル）一（二）フルオロベンジル）一（H）インダゾール一三（カルボキサミド）（通称名AB（FUINACA）又は二（fluorobenzylisomer））及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十七年十二月五日

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

◎岡山県告示第六百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

通所介護事業所エルスリー備前岡山

2 所在地

岡山県備前市東片上一二八二番四四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エヌ・ビー・ラボ

2 所在地

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一番地一クロスゲート七階

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六三一

五 サービスの種類

通所介護

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

◎岡山県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 小山桑上線

三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市八社字風呂屋二二六番一地先から 津山市八社字七ツ隈三五三番地先まで	新		七・〇 二六・〇	一三三〇・〇
津山市八社字風呂屋二二六番一地先から 津山市八社字七ツ隈三五三番地先まで	旧		三・〇 一〇・〇	一三三〇・〇

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

◎岡山県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	小山桑上線	津山市八社字風呂屋二二六番一地从 津山市八社字七ツ隈三五三番地先まで	平成二十七年十二月八日

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

◎岡山県告示第六百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、岡山市との境界に係る県道の管理について、岡山市と次のとおり協議が成立した。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

路線名	区間	管理者	協議成立年月日
吉備津松島線	新岡倉大橋（南側）の橋りよう総延長 岡山市北区撫川一六五八番一地从先から 岡山市北区撫川一六四四番一地从先まで （岡山市内に存する区間）	岡山県	平成二十七年十二月五日

〔四九〇〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十七年十一月二十四日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社正夢

主たる営業所の所在地 福岡県久留米市東和町四丁目四号ウイングコート久留米二

F

代表者の氏名 江村 雄人

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

- (1) 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

2 期間

平成二十七年十一月二十五日から平成二十八年五月二十四日までの六月間

四 処分の原因となった事実

株式会社正夢（以下「同社」という。）は、次の行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

1 勧誘目的の不明示（法第三条）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、訪問販売の勧誘に先立って、消費者に対し、販売事業者の名称及び訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしなかった。

2 不実告知（法第六条第一項第六号）

同社は、岡山県内の消費者宅を訪問し、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をする際に、このままでは足を切らなければならなくなる等当該契約の締結を必要とする事情について不実のことを消費者に告げた。

3 契約解除妨害(法第七条第四号の規定による特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第八十九号)第七条第一号)

同社は、訪問販売に係る売買契約の締結後、当該契約の解除について、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方であることを妨げた。

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

〔四九一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市胸上地区、 番田地区	測量区域
公共測量（地図作成業務）	測量の種類
平成二十七年十一月六日から 平成二十八年三月三十一日まで	測量期間

平成27年12月8日 岡山県公報 第11743号

〔四九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上原字稲田二一三一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪八〇一コーポテージセントリバーD二〇二

萱野 浩

三 許可番号

岡山県指令建指第二五〇号